

# 富士見市議会政務活動費の交付に関する条例

平成25年2月20日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、富士見市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数（議員の任期満了による一般選挙後の最初の議会が開催される月については、議長に結成を届け出た会派の所属議員数）に月額2万円を乗じて得た額を交付する。

- 2 政務活動費は、4月末日までに、当該年度に属する月分を全額交付する。
- 3 会派が年度の途中において新たに結成された場合は、結成された日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）に、当該翌月以後の月分の政務活動費を交付する。
- 4 基準日において所属議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）以後の月分の当該議員の政務活動費を市長に返還しなければならない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合において、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づ

いて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は当該上回る額を市長に返還しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）以後の月分の政務活動費を市長に返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとし、市政に関する調査研究のため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（経理責任者）

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

（収支報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類（以下「領収書等」という。）を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月末日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の経理責任者であった者は、解散した日から14日以内に収支報告書等を提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

第8条 政務活動費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を市長に返還しなければならない。

（収支報告書等の保存）

第9条 議長は、第7条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書等を、同条第2項又は第3項に規定する提出期限の日から起算して5年を経過する日まで

保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項又は第3項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の富士見市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、会費、交通費、宿泊費等）
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料、備品及び事務消耗品購入、事務機器購入・リース代等）
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が住民からの市政及び会派の政策等に対する要望又は意見を吸収するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する者を臨時雇用する経費

別記様式(第7条関係)

年 月 日

富士見市議会議長 様

会 派 名

経理責任者名

印

年度政務活動費収支報告について

富士見市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項又は第3項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収入

政務活動費

円

2 支出

単位 (円)

項目	金額	備考
研究研修費		
調査旅費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
広聴費		
人件費		
合計		

(備考) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

2 図書を購入した場合は、領収書等に図書名を記入すること。

3 添付書類

政務活動費支出に係る領収書等の原本

4 残額

円

5 収支内訳

単位(円)

月 日	収 入		支 出		
	項 目	金 額	項 目	金 額	内 訳
計					